

簡易型条件付一般競争入札取扱要領の改正について

契約課

1 趣 旨

公共事業の執行にあたっては、できる限り早期に経済効果が発揮されるよう円滑な執行を図ることが求められていることから、簡易型条件付き一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札後に行う事後審査型を採用し、入札事務量の軽減を図るとともに、技術者の拘束期間の短縮を図り技術者不足に対応するために、現要領を廃止のうえ新たな要領を制定するものです。

2 事後審査型入札方式について

事後審査型とは、一般競争入札において、入札公告等に定める入札参加資格の審査を、開札後に、有効となる最低価格入札者(落札候補者)から順に資格審査を行い、適格者を落札決定する入札の方法です。

発注者側は審査に係る事務量の軽減、受注者側は配置予定技術者の確保期間の短縮が図られ、受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間、事務負担の軽減が期待できる方式であるため簡易型条件付き一般競争入札に導入するものです。

3 対象となる設計金額の改正について

事後審査型の導入に伴い、一般競争入札よりも事務手続きの期間を短縮できる指名競争入札の対象金額を拡大する特例措置を廃止しました。また、公共工事等の迅速かつ円滑な執行を確保することを目的に、下表のとおり対象設計金額の改正を行い、併せて条件付き一般競争入札の対象金額を全工種1億円以上とすることで整理するものです。

【新旧対照表】

工事内容	対象設計金額		
	改正前	改正後	
建設工事	土木一式工事 設備工事等	<u>3,000万円以上</u> 1億円未満	5,000万円以上 1億円未満 <small>※1億円以上は条件付き一般競争入札</small>
	建築一式工事	<u>3,000万円以上</u> 3億円未満	
測量、建設コンサルタント業務等	1,500万円以上	<u>1,000万円以上</u>	